

東日本大震災により軽自動車に被害を受けられた方へ

平成26年度税制改正により、平成25年度中に被災代替自動車として取得された軽自動車について、次表のとおり軽自動車税が非課税となります。

被災代替車両として取得された年度	非課税となる年度
平成25年度（平成25年4月2日～平成26年4月1日）	平成26年度
平成26年度（平成26年4月2日～平成27年4月1日）	平成27年度
平成27年度（平成27年4月2日～平成28年4月1日）	平成28年度

該当する軽自動車を取得された方は申請が必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816（直通）

固定資産税に関するお知らせ

固定資産縦覧帳簿の縦覧が出来ます

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自己の土地・家屋の価格（評価額）について、町内の他の土地・家屋と比較することが出来ます。

◆固定資産縦覧帳簿に記載されている内容

【土地について】

住所・地番・地目・地積・評価額（所有者の記載はなし）

【家屋について】

住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・構築年（所有者の記載はなし）

◆縦覧の目的

他の土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者

町内に所在する土地および家屋の納税者（代理人を含む）

◆縦覧の時に必要なもの

- 納税者本人／印鑑
- 代理人／代理人の印鑑と委任状または依頼者の印鑑

◆縦覧の期間

4月1日（火）～6月2日（月）
※土・日・祝日は縦覧できません。

同時に課税台帳の閲覧も出来ます

◆閲覧の対象者

- 納税者本人
- 借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方（契約書など権利関係を示す書面が必要です）

◆閲覧の時に必要なもの

- 納税者本人／印鑑
 - 代理人／代理人の印鑑と委任状または依頼者の印鑑
- お問い合わせ・縦覧場所
本庁 税務課

☎ 43-2816（直通）

佐賀支所 地域住民課

☎ 55-3113（直通）

**家畜の飼育状況について
定期報告をお願いします**

◆家畜を飼育されている皆さんへ

近年、国内で高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が相次いで発生しました。このため、家畜伝染病予防法が改正され、家畜の飼育状

況をより正確に把握するために、家畜を飼育されている方は年1回、定められた事項を最寄りの家畜保健衛生所に報告することになりました。

● 次の家畜を飼育されている方は報告が必要です。

- 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

● 報告は毎年1回、2月1日現在の飼育状況を所定の報告用紙に記入のうえ、4月15日までに家畜保健衛生所に提出してください。

● 報告用紙は家畜保健衛生所または黒潮町役場本庁農業振興課にあります。また、高知県畜産振興課ホームページからも取り出せます。

詳しくは左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

西部家畜保健衛生所

☎ 37-2148

黒潮町役場本庁 農業振興課 農業振興係

☎ 43-1888（直通）